

平成 27 年 7 月 24 日

衣類のポケットに入れたライターの事故に御注意

消費者庁の事故情報データベースには、ライターを衣類のポケットに入れた際に衣類が焼けたという事故情報が43件寄せられており、うち21件で火傷の危害が発生しています。こうした事故を防止するために、これまでの事故情報を紹介し、消費者の皆様にご注意喚起いたします。

1. 事故情報の概要

消費者庁の事故情報データベースには、ライターを衣類のポケットに入れた際に、衣類が焼けたという事故情報が 43 件寄せられています¹。

このうち事故調査が行われた 9 件の結果をみると、その大部分（7 件）が残り火²（着火レバーから指を離しても火がついている状態）が原因と考えられる事故です。

表 事故調査が行われた事故の内訳

①残り火が原因と考えられる事故	7
うち製品に起因しない偶発的 accident	(1)
うち製品自体の不良に起因する事故	(1)
うち製品起因か否かを含め、事故原因の特定に至らなかった事故	(5)
②残り火が原因か不明な事故	1
③調査結果が確定し、製品に起因しない事故	1

¹ 平成 22 年 4 月の運用開始以降、平成 27 年 7 月 23 日までの登録分。「事故情報データベース」は、消費者庁が独立行政法人国民生活センターと連携し、関係機関より「事故情報」、「危険情報」を広く収集し、事故防止に役立てるためのデータ収集・提供システム。消費者からの申出に基づく情報等を含んでおり、事故調査が終了した事案を除き、消費者庁として事実関係及び因果関係を確認したものではありません。件数及び分類は、本件のために消費者庁が特別に精査したものです。

² 既存の資料では「残火」とされていますが、消費者への分かりやすさを重視し、今回は「残り火」と記載しています。

また、衣類が焼けた事故 43 件のうち 21 件で火傷の危害が発生しています。また、衣類が焼けた事故 43 件の中には、事故調査が行われていませんが、ポケットの中で他の物と触れたことで「意図せずに着火」したと疑われる事故が 1 件ありました。

衣類のポケットに入れたライターの花が衣類に燃え移った場合、火傷が発生する可能性が高く、最悪の場合、死亡する可能性もあります。

2. 事故事例

＜残り火が原因と考えられ、製品に起因しない偶発的事例＞

【事例 1】使用後の使い切りライターをシャツの胸ポケットに入れたところ、シャツが燃えた。調査の結果、内部に入り込んだ砂状の異物によって、着火レバーの正常な動作が阻害され、微量なガスが漏洩して残り火が発生したため、シャツに引火したものと推定される。

（事故発生年月：平成 20 年 9 月）

＜残り火が原因と考えられ、製品自体の不良に起因する事例＞

【事例 2】使い切りライターを使用し、消火を確認してシャツのポケットに戻した数秒後に発火した。すぐに消火したが、シャツのポケット部分が焼け、下着も少し焦げた。調査の結果、製造工程での着火レバーの組み込みが不十分であったために、ガス弁が完全に閉じず小さな残り火が発生するという製品自体の不良と推定される。

（事故発生年月：平成 20 年 6 月）

＜残り火が原因と考えられ、製品起因か否かを含め事故原因の特定に至らなかった事例＞

【事例 3】使い切りライターの花が衣服につき、火傷を負って治療期間 1 か月以上の重傷。調査の結果、押しボタンが戻っていないことに気付かず、胸ポケットにしまったため、衣類に着火したものと推定される。押しボタンの戻りが悪い原因は不明であり、製品起因か否かを含め原因特定に至らなかった。

（事故発生年月：平成 23 年 9 月、静岡県）

【事例 4】使用後の使い切りライターをシャツの胸ポケットに入れたところ、しばらくして当該部位から火が出たため、ライターを取り出そうとして手指に火傷を負った。事故状況から、残り火が発生して衣服に着火したものと考えられるが、事故品内に異物は認められず原因不明。

（事故発生年月：平成 25 年 9 月、30 歳代男性、京都府）

【事例5】使い切りライターでたばこに着火した後、ライターを作業服の胸ポケットに入れたところ、ライターから出た火で作業服のポケット周辺と下着が焦げ、軽い火傷を負った。調査の結果、事故品は部品の劣化のため作動不良が発生し、手を離してもガスの放出が止まらずに消火しなかったものと推定される。

(事故発生年月：平成20年5月)

＜事故調査が行われていない事例＞

【事例6】ズボンのポケットでライターが車の鍵に触れ、しゃがんで立ち上がった瞬間熱くなり布を焦がした。

(事故発生年月：平成21年7月、30歳代)

3. 消費者の皆様へ

(1) 残り火の事故を防止しましょう

ライター使用後は火が完全に消えていることを確認しましょう。一般的に、ライターの通常使用時の火の大きさに比べて残り火は小さく、消費者が気付きにくいと考えられます。

着火レバーとノズルネジの間に挟まったごみ等の異物は、残り火の原因となり得る³ため取り除きましょう。蓋のないタイプのものは、ごみ等が付着しやすいので特に注意してください。残り火の原因となるので、10秒以上点火しないでください。

特に衣類のポケットに入れた場合は火傷の危険性が高いですが、他の場所でも火災等のおそれがあるので、常に残り火に注意しましょう。

(2) 意図しない着火を防止しましょう

ライターを保管する際は、他の物と接触しないようにしましょう。ライターの着火スイッチが他の物と接触し、意図せずに着火する危険性があります。衣類のポケットの中で意図しない着火が発生するケースは多くないと考えられますが、机の中等で、引き出しの開閉に伴ってライターの着火レバーが押されたと疑われる事例は散見されます。

(3) PSCマーク⁴の付いた製品を使用しましょう

PSCマークの付いた製品を使用しましょう。火炎の消火速度、耐熱性等の安全基準を満たし、「火炎が消えていることを確認すること」、「10秒以上点火しない」等の注意事項が

³ 残り火の原因としては、着火レバーやノズル周辺に挟まっていた異物により正常な作動が阻害されたこと等が考えられます。異物の付着は①消費者の購入後、②製造時の双方が考えられます。

⁴ PSCはProduct Safety of Consumer Productsの略で、PSCマークは消費生活用製品安全法の規定に基づき国が定めた技術上の基準に適合した製品に表示されます。平成23年9月27日以降、本体にPSCマークが表示されていない使い切りライターは販売が禁止されています。

表示されたライターのみが、PSC マークを表示できます。現在は PSC マークが表示されていないライターは販売が禁止されていますが、過去に販売された製品等には PSC マークがない製品もあります。

(4) ライターの保管場所に注意しましょう

ライターを子供の手の届く所に置かないでください。子供の火遊びによる火災の危険性があります。ライターを、車のダッシュボードの上やガスコンロ、ストーブの近くなど、高温になる場所や火を使う場所には置かないでください。

(参考) 残り火の再現画像



【出典】(独) 製品評価技術基盤機構「ライターによる事故の防止について(注意喚起)」
(平成 22 年 4 月 13 日)

＜本件に関する問合せ先＞

消費者庁消費者安全課 吉本、辻野、伊東

TEL : 03 (3507) 9137 (直通)

FAX : 03 (3507) 9290

URL : <http://www.caa.go.jp/>